

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における  
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県（以下「県」という。）は、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）について、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年5月8日付老発0328第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められることなどから、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧及び改善を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）をいう。

2 この要綱において「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）及び認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）をいう。

3 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）をいう。

4 この要綱において「介護サービス事業所」とは、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。

5 この要綱において「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）をいう。

6 この要綱において「高齢者施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅並びに短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所をいう。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、県とする。

(補助対象事業所・施設)

第5条 補助対象となる事業所・施設は、次に掲げるものとし、感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

(1) 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに、新型コロナウイルス感染者が発生し、又は濃厚接触者に対応した県内の介護サービス事業所及び介護施設等（休業要請を受けた介護サービス事業所及び介護施設等を含む。）で、次のアからオまでに掲げるもの

ア 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所及び介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した介護サービス事業所及び介護施設等を含む。）

イ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等

ウ 県又は県内で保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

エ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもとに自費で検査を実施した介護施設等（ア及びイに掲げるものを除く。）

オ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する県内の通所系サービス事業所で、次のアからエまでの要件に該当するもの

ア 前号ア又はウに掲げるもの以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であること。

イ 当該通所系サービス事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供したこと。

ウ 通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取ったこと。

エ 近隣の自治体若しくは近隣の事業所若しくは施設で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している場合をいう。）であること。

(3) 令和5年5月8日以降に、新型コロナウイルス感染者が発生し、又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）に対応した県内の介護サービス事業所及び介護施設等で、次のアからエまでに掲げるもの

ア 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所及び介護施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した介護サービス事業所及び介護施設等を含む。）

イ 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等

ウ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもとに自費で検査を実施した介護施設等（ア及びイに掲げるものを除く。）

エ 施設内療養を行った高齢者施設等

(4) 令和5年5月8日以降に、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する県内の通所系サービス事業所で、次のアからエまでの要件に該当するもの

ア 前号アに掲げるもの以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であること。

イ 当該通所系サービス事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供したこと。

ウ 通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取ったこと。

エ 近隣の自治体若しくは近隣の事業所若しくは施設で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している場合をいう。）であること。

（補助対象経費）

第6条 令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービス提供では想定されないかかりまし経費を、次に定めるところにより補助する。ただし、介護報酬又は他の補助金の対象となっているもの並びに令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金において交付された経費は、補助対象としない。

(1) 令和4年4月1日から令和5年5月7日までは、前条第1号アからウまでに該当する介護サービス事業所及び介護施設等に対しては、次のアからカまでに掲げる経費について補助を行う。ただし、イ及びカについては、代替サービスを提供する期間に係る経費に限るものとする。

ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に要する経費

イ 通所系サービスの代替サービスの提供に伴う介護人材の確保に要する経費

ウ 介護サービス事業所又は介護施設等の消毒又は清掃に要する経費

エ 感染性廃棄物の処理に要する経費

オ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入に要する経費

カ 通所系サービスの代替サービスの提供に要する経費

(2) 令和4年4月1日から令和5年5月7日までは、前条第1号エに該当する介護サービス事業所及び介護施設等に対しては、自費検査経費で別表1-1に規定するものについて補助を行う。

(3) 令和4年4月1日から令和5年5月7日までは、前条第1号オに該当する介護サービス事業所及び介護施設等に対しては、感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費で別表2-1に規定するものについて補助を行う。

(4) 令和4年4月1日から令和5年5月7日までは、前条第2号に該当する事業所に対しては、次のア及びイに掲げる経費について補助を行う。ただし、代替サービスを提供する期間に係る経費に限るものとする。

ア 通所系サービスの代替サービスに伴う介護人材の確保に要する経費

イ 通所系サービスの代替サービスの提供のための費用

(5) 令和5年5月8日以降、前条第3号ア及びイに該当する介護サービス事業所及び介護施設等に対しては、次のアからカまでに掲げる経費について補助を行う。ただし、イ及びカについては、代替サービスを提供する期間に係る経費に限るものとする。

ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に要する経費（令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。第5号イ及び第8号アにおいて同じ。）

イ 通所系サービスの代替サービスの提供に伴う介護人材の確保に要する経費

ウ 介護サービス事業所又は介護施設等の消毒又は清掃に要する経費

エ 感染性廃棄物の処理に要する経費

オ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入に要する経費

カ 通所系サービスの代替サービスの提供に要する経費

- (6) 令和5年5月8日以降、前条第3号ウに該当する介護サービス事業所及び介護施設等に対しては、自費検査経費で別表1-2に規定するものについて補助を行う。
- (7) 令和5年5月8日以降、前条第3号エに該当する介護サービス事業所及び介護施設等に対しては、感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費で別表2-2に規定するものについて補助を行う。
- (8) 令和5年5月8日以降、前条第4号に該当する事業所に対しては、次のア及びイに掲げる経費について補助を行う。ただし、代替サービスを提供する期間に係る経費に限るものとする。
  - ア 通所系サービスの代替サービスに伴う介護人材の確保に要する経費
  - イ 通所系サービスの代替サービスの提供のための費用

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる介護サービス事業所及び介護施設等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第5条第1号に掲げる介護サービス事業所及び介護施設等 別表3の第1欄に掲げる介護サービス事業所及び介護施設等の区分に応じ、同表の第2欄に定める基準単価（同表の9の項、10の項又は21の項から34の項までに掲げる介護サービス事業所及び介護施設等にあつては、当該介護サービス事業所及び介護施設等の定員に当該基準単価を乗じて得た額）（以下「基準単価等」という。）又は同表第4欄に定める補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額に、同表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）ただし、令和5年4月1日以降に生じた第6条第3号及び第7号に掲げる施設内療養に要する経費については、令和5年度に適用する基準単価等の範囲外とする。
  - (2) 第5条第2号に掲げる事業所 別表4の第1欄に掲げる事業所の区分に応じ、同表の第2欄に定める基準単価又は同表の第4欄に定める補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額に、同表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）
- 2 前項第1号に掲げる介護サービス事業所及び介護施設等であつて、特別な事情により補助対象経費の額が基準単価等を超える必要があるものについて、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合は、当該介護サービス事業所及び介護施設等に係る補助金の交付額は、同号の規定にかかわらず、基準単価等に上乘せをした額又は別表3の第4欄に定める補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額に、同表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、次に掲げる書類に係る書類を添えて、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 令和5年度（令和5年4月1日～令和5年5月7日）に生じた費用分
  - ア 総括表（様式1-1）
  - イ 事業所・施設等別申請額一覧（様式1-2）
  - ウ 事業所・施設等別個票（様式1-3）
- (2) 令和5年度（令和5年5月8日以降）に生じた費用分
  - ア 総括表（様式1-4）
  - イ 事業所・施設等別申請額一覧（様式1-5）
  - ウ 事業所・施設等別個票（様式1-6）
- (3) 令和4年度に生じた費用分
  - ア 総括表（様式1-7）

イ 事業所・施設等別申請額一覧（様式1-8）

ウ 事業所・施設等別個票（様式1-9）

2 前条第2項に掲げる個別協議の申請者は、第8条第1項に掲げる申請書類と併せて、次に掲げる書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(1) 個別協議書【令和4年4月1日から令和5年5月7日までに生じた費用分】（別添1）

(2) 個別協議書【令和5年5月8日以降に生じた費用分】（別添2）

（交付決定通知等）

第9条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、補助金の交付の決定又は不交付の決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、交付の決定を行ったときは、当該申請時の時に規則第12条第1項の規定による報告があったものとみなす。この場合において、知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式2）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式2）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、保管すべき期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管すること。

（補助金の交付方法）

第11条 補助金は、精算払とする。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。この場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式4）により速やかに、遅くとも事業の完了の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行し、同年1月1日（第5条第1号オの規定については、令和3年4月1日）から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行し、同年10月1日から適用する。

## 別表1-1（第5条関係）

第5条第1号エに規定する自費検査経費の取扱いは、次のとおりとする。

### 1 補助対象介護サービス事業所及び介護施設等

自費検査経費の補助対象となる介護サービス事業所及び介護施設等は、介護施設等とする。

### 2 補助の内容及び要件

次の（1）及び（2）に該当する介護施設等において自費で実施した検査に要する経費を補助対象とする。ただし、当該介護施設等において感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、当該経費は補助対象としない。

（1）当該介護施設等において、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいること。

ア 濃厚接触者と同居する職員

イ 新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感等の症状を呈するが、保健所等（保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関をいう。以下同じ。）により経過観察を指示された職員

ウ 面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが面会後に判明した入所者

（2）当該介護施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所等の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、次のア及びイの要件に該当すること。

ア 近隣の自治体若しくは近隣の事業所若しくは施設で感染者が発生していること、又は当該介護施設等が感染拡大地域に所在すること。

イ 保健所等に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、当該介護施設等の判断で実施した自費検査であること。この場合においては、当該介護施設等において行政検査の対象にならなかった経緯を記載した理由書を作成し、申請書類と併せて知事に提出すること。

### 3 補助額の上限

1人1回当たりの補助上限額は、20,000円を限度とする。ただし、別表3の基準単価の範囲内とする。

### 4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情等にかかわらず事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は、補助対象としない。

## 別表1-2（第5条関係）

第5条第3号ウに規定する自費検査経費の取扱いは、次のとおりとする。

### 1 補助対象介護サービス事業所及び介護施設等

自費検査経費の補助対象となる介護サービス事業所及び介護施設等は、介護施設等とする。

### 2 補助の内容及び要件

次の（1）及び（2）に該当する介護施設等において自費で実施した検査に要する経費を補助対象とする。ただし、当該介護施設等において感染者が確認され、行政検査として扱われる場合、当該経費は補助対象としない。

（1）当該介護施設等において、次のア及びイのいずれかに該当する者がいること。

ア 感染者と同居する職員

イ 面会に来た家族が感染者であることが面会後に判明した入所者

（2）当該介護施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所等（保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関をいう。以下同じ。）の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、次のア及びイの要件に該当すること。

ア 近隣の自治体若しくは近隣の事業所若しくは施設で感染者が発生していること、又は当該介護施設等が感染拡大地域に所在すること。

イ 保健所等に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、当該介護施設等の判断で実施した自費検査であること。この場合においては、当該介護施設等において行政検査の対象にならなかった経緯を記載した理由書を作成し、申請書類と併せて知事に提出すること。

### 3 補助額の上限

1人1回当たりの補助上限額は、20,000円を限度とする。ただし、別表3の基準単価の範囲内とする。

### 4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情等にかかわらず事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は、補助対象としない。



## 別表 2-1 (第 6 条関係)

第 6 条第 3 号に規定する感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費の取扱いは、次のとおりとする。

### 1 補助対象介護サービス事業所及び介護施設等

感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費の補助対象となる介護サービス事業所及び介護施設等は、高齢者施設等とする。

### 2 補助の内容及び要件

#### (1) 定義

ア 「施設内療養者」とは、次の(ア)及び(イ)の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定めるものをいう。ただし、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り、施設内療養者であるものとする。

(ア) 令和 4 年 9 月 30 日までに発症した者 発症後 15 日以内の者とする。

(イ) 令和 4 年 10 月 1 日以降に発症した者 発症日から起算して 10 日以内の者とする。ただし、基本となる療養解除基準を満たさない者については、当該基準を満たす日又は発症日から起算して 15 日目となる日のいずれか早い日までの間に限り、施設内療養者であるものとする。

イ ア(イ)の規定にかかわらず、無症状患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 11 項に規定する無症状病原体保有者をいう。)について、陽性の確定に係る検体の採取をした日が令和 5 年 1 月 1 日以降である場合は、当該無症状患者は、当該採取をした日から起算して 7 日以内に限り、施設内療養者であるものとする。

ウ 「基本となる療養解除基準」とは、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過することをいう。

エ 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

#### (2) 補助対象

施設内療養を行う場合に発生する通常サービス提供では想定されない措置で次のアからオまでに掲げるものを、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者ごとに要するかかりまし経費とみなし、補助対象とする。

ア 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

イ ゾーニング(感染領域と非感染領域を明確に区分することをいう。)の実施

ウ コホーティング(入所者の居室を感染者、濃厚接触者又はそれ以外の者で区分することをいう。)の実施及び担当職員の区分その他の勤務調整

エ 状態の急変に備えた日常的な入所者の健康観察

オ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡及び報告の流れの確認

#### (3) 基本補助

高齢者施設等であって、次のア及びイの要件に該当するものを基本補助の対象とする。

ア 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

イ 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、(2)のアからオまでの措置を実施した高齢者施設等であること。

#### (4) 追加補助

(3)の基本補助を行う場合において、次のア及びイの要件を満たす日は、療養者ごとに要するかかりまし経費について追加補助を行う。

- ア 令和4年1月9日以降において、当該高齢者施設等が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。ただし、同年4月8日から同年5月7日までの間は、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても、この要件を満たすものとする。
- イ 小規模施設等（定員29人以下の高齢者施設等をいう。以下同じ。）にあっては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上の高齢者施設等をいう。以下同じ。）にあっては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

### 3 補助額及びその上限額

#### (1) 令和4年9月30日までに発症した者に係る補助額

- ア 基本補助として、施設内療養者1人当たり150,000円を補助する。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、1人当たり1日10,000円を補助する。
- イ 追加補助として、2(4)ア及びイの要件を満たす日数に応じ、施設内療養者1人当たり1日10,000円を補助する。ただし、施設内療養者1人当たり150,000円を上限とする。

#### (2) 令和4年10月1日以降に発症した者に係る補助額

- ア 基本補助として、施設内での療養日数に応じ、施設内療養者1人当たり1日10,000円を補助する。ただし、施設内療養者1人当たり150,000円を上限とする。
- イ 追加補助として、2(4)ア及びイの要件を満たす日数に応じ、施設内療養者1人当たり1日10,000円を補助する。ただし、施設内療養者1人当たり150,000円を上限とする。

#### (3) 上限額

追加補助の上限額は、小規模施設等にあっては1施設当たり2,000,000円、大規模施設等にあっては1施設当たり5,000,000円とする。

## 別表 2 - 2 (第 6 条関係)

第 6 条第 6 号に規定する感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費の取扱いは、次のとおりとする。

### 1 補助対象介護サービス事業所及び介護施設等

感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費の補助対象となる介護サービス事業所及び介護施設等は、高齢者施設等とする。

### 2 補助の内容及び要件

#### (1) 定義

ア 「施設内療養者」とは、次の(ア)又は(イ)に定めるものをいう。ただし、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り、施設内療養者であるものとする。

(ア) 発症日から起算して 10 日以内の者とする。ただし、発症日から 10 日間を経過していなくても、発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快から 24 時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて(2)のアからカまでの措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで施設内療養者であるものとする。

(イ) 発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快から 72 時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日又は発症日から起算して 15 日目となる日のいずれか早い日までの間に限り、施設内療養者であるものとする。

イ アの規定にかかわらず、無症状患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 11 項に規定する無症状病原体保有者をいう。)について、当該無症状患者は、陽性の確定に係る検体の採取をした日から起算して 7 日以内に限り、施設内療養者であるものとする。ただし、発症日から 7 日間を経過していなくても、発症日から 5 日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて(2)のアからカまでの措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで施設内療養者であるものとする。

ウ 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

エ 療養期間中であっても、(2)のアからカまでの措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

#### (2) 補助対象

施設内療養を行う場合に発生する通常のサービス提供では想定されない措置で次のアからカまでに掲げるものを、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者ごとに要するかかりまし経費とみなし、補助対象とする。

ア 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

イ ゾーニング(感染領域と非感染領域を明確に区分することをいう。)の実施

ウ コホーティング(入所者の居室を感染者、感染者と接触があった者又はそれ以外の者で区分することをいう。)の実施

エ 担当職員の区分その他の勤務調整

オ 状態の急変に備えた日常的な入所者の健康観察

カ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡及び報告の流れの確認

#### (3) 基本補助

高齢者施設等であって、次のアからカまでの要件に該当するものを基本補助の対象とする。

ア 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

イ 施設内療養時の対応の手引きを参考に、(2)のアからカまでの措置を実施した高齢者施設等であること。

ウ 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に（ア）から（ウ）までの対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。

（ア）施設からの電話等による相談への対応

（イ）施設への往診（オンライン診療を含む）

（ウ）入院の要否の判断や入院調整

エ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。

オ 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

カ ウからオまでの要件確認について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づいた「医療機関との連携体制等に関する調査について」（令和5年3月31日付け健長第5534号）の調査要領に従って別に定める日までに回答し、要件を満たすことが確認された高齢者施設等であること。

#### （4）追加補助

（3）の基本補助を行う場合において、施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たす日は、療養者ごとに要するかかりまし経費について追加補助を行う。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日以降
小規模施設等（定員29人以下）	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等（定員30人以上）	同一日に5人以上	同一日に10人以上

### 3 補助額及びその上限額

#### （1）補助額

施設内での療養日数に応じ、施設内療養者1人当たり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日以降
基本補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

#### （2）上限額

追加補助の上限額は、小規模施設等にあつては1施設当たり2,000,000円、大規模施設等にあつては1施設当たり5,000,000円とする。

別表3（第7条関係）

	1 事業所・施設（※1, 2, 3）	2 基準単価 （千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率	
1	通所介護事業所（※4）	通常規模型	537	第6条第1号から第3号まで及び第5号から7号までに規定する補助対象経費	10分の10	
2		大規模型（Ⅰ）	684			
3		大規模型（Ⅱ）	889			
4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む。）	231	事業所			
5	認知症対応型通所介護事業所	226				
6	通所リハビリテーション事業所（※4）	通常規模型				564
7		大規模型（Ⅰ）	710			
8		大規模型（Ⅱ）	1,133			
9	短期入所生活介護事業所	27	定員			
10	短期入所療養介護事業所	27	事業所			
11	訪問介護事業所	320				
12	訪問入浴介護事業所	339				
13	訪問看護事業所	311				
14	訪問リハビリテーション事業所	137				
15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508				
16	夜間対応型訪問介護事業所	204				
17	居宅介護支援事業所	148				
18	居宅療養管理指導事業所	33				
19	小規模多機能型居宅介護事業所	475				
20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638				
21	介護老人福祉施設	38				定員
22	地域密着型介護老人福祉施設	40				
23	介護老人保健施設	38				
24	介護医療院	48				
25	介護療養型医療施設	43				
26	認知症対応型共同生活介護事業所	36				
27	養護老人ホーム（定員30人以上）	37				
28	軽費老人ホーム（定員30人以上）	37				
29	有料老人ホーム（定員30人以上）	37				
30	サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）	37				
31	養護老人ホーム（定員29人以下）	35				
32	軽費老人ホーム（定員29人以下）	35				
33	有料老人ホーム（定員29人以下）	35				
34	サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）	35				

（※1）対象事業所・施設については、交付申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

（※2）各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

（※3）介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）、訪問型サービスは訪問介護事業所、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととし、基準単価は介護サービスの種別により判断する。

（※4）通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断する。

別表4（第7条関係）

	1 事業所（※1, 2, 3）	2 基準単価 （千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
1	通所介護事業所（※4）	通常規模型	537	第6条第4号及び第8号に規定する補助対象経費	10分の10
2		大規模型（Ⅰ）	684		
3		大規模型（Ⅱ）	889		
4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む。）		231		
5	認知症対応型通所介護事業所		226		
6	通所リハビリテーション事業所（※4）	通常規模型	564		
7		大規模型（Ⅰ）	710		
8		大規模型（Ⅱ）	1,133		

（※1）対象事業所・施設については、交付申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

（※2）各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

（※3）介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととし、基準単価は介護サービスの種別により判断する。

（※4）通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断する。